

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	告示	ページ
○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】		2200
○ 不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【市民文化スポーツ局市民部地域振興課】		2201
	公告	
○ 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】		2202

北九州市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成24年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

グリーンヒルズ小倉東自治会

2 規約に定める目的

地域の共同生活を行うことにより、明るく住みよい地域社会の維持及び形成に資するため、相互の理解と親睦及び融和を図ること。

3 区域

北九州市小倉南区横代東町二丁目13番44号及び45号並びに横代東町三丁目7番1号から10号まで、19号、21号から24号まで及び29号、8番1号から12号まで、9番、11番7号及び9号、12番、13番、14番4号から10号まで、15番11号、16番から20番まで、21番5号及び7号から10号まで、22番1号、2号、5号、6号及び10号、23番2号及び4号から9号まで、24番、25番2号、3号、12号及び14号、26番、27番1号、3号及び12号並びに28番4号から13号まで

4 主たる事務所

小倉南区横代東町三丁目12番16号

5 代表者の氏名

木本忠義

6 代表者の住所

北九州市横代東町三丁目12番16号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による。

10 認可年月日

平成24年8月14日

北九州市告示第 3 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する認可地縁団体から、次のとおり告示事項の変更の届出があった。

平成 2 4 年 8 月 1 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

山手 1 町内会

2 代表者の変更

変更前後の別	変更年月日	代表者の氏名	代表者の住所
変更前		石橋 近	北九州市小倉南区山手一丁目 4 番 2 0 号
変更後	平成 2 4 年 4 月 1 5 日	胡子正樹	北九州市小倉南区山手一丁目 8 番 1 2 号

北九州市公告第571号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年8月14日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザいとうづ
北九州市小倉北区上到津3丁目95番2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者
大和情報サービス株式会社
東京都台東区上野七丁目14番4号
代表取締役 藤田勝幸
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前
(仮称) アクロスプラザいとうづ
 - イ 変更後
アクロスプラザいとうづ
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者
 - ア 変更前
大和情報サービス株式会社
代表取締役 福島長男
 - イ 変更後
大和情報サービス株式会社
代表取締役 藤田勝幸
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等
 - ア 変更前
株式会社丸久
代表取締役社長 田中康男
 - イ 変更後

株式会社丸久
代表取締役社長 田中康男
ほか5者

4 変更の年月日

第3項第1号について 平成24年3月1日

同項第2号について 平成24年4月2日

同項第3号について 平成24年3月1日

5 変更する理由

第3項第1号について 営業計画変更のため

同項第2号について 大規模小売店舗を設置する者の代表者が替わったため

同項第3号について 新規出店のため

6 届出年月日

平成24年8月2日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年8月14日から同年12月13日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成24年12月13日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見